

第4章 UAEの輸入検疫・通関手続

◎ 本章のポイント

本章は、実際に農林水産物・食品が国際輸送を経て、UAEの港に到着してからの検疫・通関手続について説明する。本来、輸入検疫・通関手続は、UAE側の輸入者が手配または自ら行う。ただし、この情報を輸出者側が知っておくことは、円滑な貿易のためにも必要であるし、第1～3章で提起した日本側輸出者がやらなければならないことの理解にも役立つ。

日本の輸出者は、この章を参照して、日本側で用意しなければならない書類や手続の重要性を再確認していただきたい。

本章は、以下の2つの項目で構成している。

- I. 輸入検疫・衛生手続
- II. 輸入通関

I. 輸入検疫・衛生検査

ここでは、現地での検疫手続を品目ごとに解説し、そこで必要とされる書類、所要時間等をできる限り明確にしている。

II. 輸入通関

ここでは、UAEの通関制度と流れを紹介している。納付税・費用システムもここで確認できる。これらを参照して輸入コストを把握してほしい。

通関手続を行う際の担当部署等についても記しておく。

I. 輸入検疫・衛生検査

1. 輸入検疫・衛生検査のスタンス

UAEで輸入食品・産品を管理する部署は、品目によって異なる。たとえば食品は各首長国市庁（Ministry of Health）、種子と植物類は環境水利省の管轄となる（P.14【表1-7】）。

輸入食品は、イスラム教の観点から、どのような成分が含まれているのか消費者の関心は高い。

このため、輸入食品に対する輸入検疫・衛生検査プロセスとしては、書類検査、現場検査が必ず行われる。さらにはじめて輸入される商品はすべて試験室検査が行われる。以降の輸入は、食品品目、ブランド、及び原産国に基づき標本抽出検査の頻度が決まる（『標本抽出検査マニュアル』によって無作為検査が行われる）。なお、乳児食品、食用油、乳製品は船積ごとに全量サンプル抽出試験室検査が行われる。

食品に豚関連成分が含まれているにもかかわらず申告しなかった場合、また製造期日、消費期限を偽装した場合、税関等の関連機関は、これらの製品、輸入者、輸出者に対して輸入禁止の措置が施されることになる。

輸入者は輸入不許可、輸入禁止措置に対して輸入港を管轄する衛生局に上訴（陳情）することも可能である。陳情に対応するための特別委員会はUAE各首長国に設けられている。特別委員会は陳情に対して審査、検討し、通常1週間以内に最終決定が下ろされる。委員会の決定は最終的となる。

2. 動物製品の検疫・衛生検査

1) 輸入条件

- ・ 輸入時点で食品は消費期限の半分が残されていなければならない。また、肉類製品の場合は製造期日から起算して4ヵ月以内に輸入しなければならない。
- ・ 肉や製品は健康に害する保存剤や添加物その他の物質を含まないこと。
- ・ 輸出国の衛生証明書が必要である。
- ・ 豚関連製品以外のその他動物製品は輸出国で事前に『ハラール証明書』の取得が条件である。
- ・ 豚関連製品の場合は、輸入業者が事前にUAE各自治体政府部門から輸入ライセンスを取得してあること。
- ・ ラベル表示は正しく行われていること（P.65「5. 輸入食品の表示ラベル審査」を参照されたい）。

2) 検疫・衛生検査・通関手続（P.57【表4-1】）

輸入する際には、輸入検疫が行われる。輸入者は、申請書とともに、検疫局に対して輸出国である日本の農林水産省等の監督機関が発行した『動物検疫証明書』（必ずしも提出することはないが）、『衛生証明書』『原産地証明書』、『ハラール証明書』、インボイス、放射線処理が施されていない証明（必要の場合のみ）等の書類を提出する。

輸入検査は主に、①書類検査、②現物検査、③試験室検査の3つのステップで進められる。

①書類検査

必要とされる書類は正しく揃えているのかを検査する。また、レベル表示について詳細に検査される。特に製造期日と消費期限について厳格にチェックされる。

②現場検査

すべての輸入製品について現場検査が行われる原則である。主に輸入製品と申請書記入相違の有無、ラベルは正しく貼り付けられているのか、製品の腐敗変質の有無等について検査が行われる。

③試験室検査

すべての輸入品に対して試験室検査が行われることはないが、『標本抽出検査マニュアル』に基づき食品の品種、原産国、商標によって抽出検査の頻度は決められる。ただしはじめに輸入される製品、乳製品、食用油は船積ごとに全量サンプル抽出が行われ、成分等の検査が施される。

いま、日本から家禽製品の輸入はできないが、たとえば、家禽についてUAEの検疫職員はサルモネラ菌があるかどうかを検査する。サルモネラ菌が20%検出されると輸入が許

可されないといわれている。

試験室検査が必要な場合、検査期間は約 5 日～10 日間を要する。

試験室検査結果が出るまでに貨物の保管は原則として輸入港倉庫に行われる。またはドバイ輸入者にかぎるが、担保がある場合は輸入者の倉庫で保管することはできる。試験室検査の費用は製品と成分のタイプによって異なる。

検疫・衛生検査が完了してから、通関手続きに入る。ドバイの港湾は 24 時間検疫となっているが、通関輸入許可証の発行時間は AM 7 : 00～PM 7 : 30 となっている。通関輸入許可証が発行されないと実際に貨物は引き取ることができない。

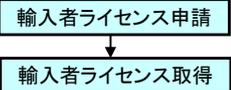
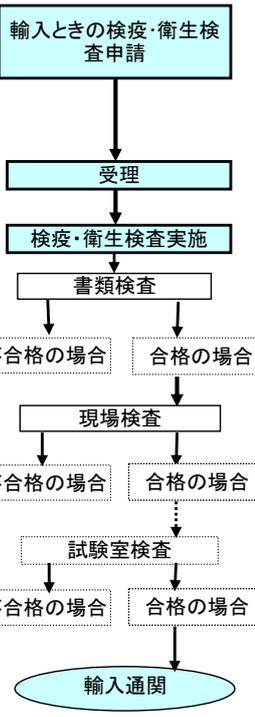
また、輸入通関業務は、輸入業者による自社通関、と物流業者による代理通関が可能である。

通関手続として、通関業者は事前に税関に対して EDI 輸入申告を行う。申告が受け付けられるとオリジナルの通関書類を税関職員に提出し、審査を受ける形式となる。

通関書類審査に問題がなければ、輸入者が関税を納付し貨物を引き取る。

検疫・衛生検査・通関は、通常は船が到着してから約 72 時間以内で完了できるといわれている。ただし、実際の運用では、恣意的に行われることもある。現在 UAE では、円滑な通関手続を実現しようとしている。つまり、日本やその他の国のように、通関業務に通関専門知識を有する通関士の携わる制度の確立である。

【表 4 - 1】動物製品の輸入検疫手続の流れ

時期	業務の流れ	主管官庁	対象者	必要書類・概要・所要時間
貨物到着前		各首長国市庁または食品管理局など	輸入業者 ↓ ↑ 主管官庁	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に輸入業者としての申請は主管官庁に行う ・豚関連製品、アルコールは、輸入ライセンス取得の審査が厳しい
貨物到着後		動物検疫局 税関	輸出者 ↓ 輸入者またはその代理人 ↓ 検疫・衛生検査職員	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入申請書 ・日本側が発行する『動物検疫証明書』（必要の場合） ・『衛生証明書』 ・インボイス ・『ハラル証明書』（豚関連製品以外の動物関連製品の場合） ・原産地証明書 ・パッキングリスト ・放射線処理が施かされない証明（必要の場合） ・その他書類 <p>◆検査のステップ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①書類検査 <ul style="list-style-type: none"> ・書類は正しく揃えているのか ・ラベル表示は規定に従って行われているのか ②現場検査 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての輸入品について現場検査が行われる ・貨物と申請書記入相違の有無、ラベル検査、腐敗変質の有無など ③試験検査 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての輸入品目に対して検査を行うことはなく、輸入実績の品目は無作為抽出で検査が行われる ・理化指標、微生物指標、疫病などの検査 <p>◆検疫・衛生検査に所要日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験室検査が行われない場合は当日検査が完了 ・試験室検査が行われる場合は、5日～10日かかる ・試験室完了まで貨物は原則として輸入港で保管される <p>◆不合格の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体によって破壊される ・輸入業者の裁量で30日以内に原産国に再輸出される ・ラベル要件に一致していない製品は第3国(非GCC)に再輸出されることも可能

3. 生鮮植物(生果実・果物類)の検疫・衛生検査

1) 検疫・衛生検査・通関手続 (P.59【表4-2】)

輸入する際には、輸入検疫が行われる。輸入者は、申請書とともに、検疫局に対して『衛生証明書』、『原産地証明書』、インボイス、船荷証券（または航空運送状）等の書類を提出する。

輸入検査は主に、①書類検査、②現物検査、③試験室検査の3つのステップで進められる。

①書類検査

必要とされる書類を正しく揃えているかを検査する。果物、野菜については消費期限の表示が要求されない。

②現場検査

すべての輸入製品について現場検査が行われる原則である。主に輸入製品と申請書記入相違の有無、製品の腐敗変質の有無等について検査が行われる。

③試験室検査

すべての輸入製品に対して試験室検査が行われることはない。『標本抽出検査マニュアル』に基づき食品の品種、原産国、商標によって抽出検査の頻度は決められる。ただしはじめに輸入される品目は、農薬残留状況等試験室検査が必ずある。

残留農薬については、UAEは独自の規格を設定しておらず、国際規格（Codex Alimentarius Volume 2B Standard）が適用されている。最近、UAE当局は化学薬品の汚染を懸念している。このために、独自のガイドラインの作成、検査試験手順の改良を進めている。

検疫・衛生検査が完了してから、通関手続に入る。ドバイの港湾は24時間検疫となっているが、通関輸入許可証の発行時間はAM 7:00～PM 7:30となっている。通関輸入許可証が発行されないと実際に貨物は引き取ることができない。

また、輸入通関業務は、輸入業者による自社通関と物流業者による代理通関が可能である。

通関手続として、通関業者は事前に税関に対してEDI輸入申告を行う。申告が受け付けられるとオリジナルの通関書類を税関職員に提出し、審査を受ける形式となる。

通関書類審査に問題がなければ、輸入者が関税を納付し貨物を引き取る。

検疫・衛生検査・通関は、通常は船が到着してから約72時間以内で完了できるといわれている。ただし、実際の運用では、恣意的に行われることもある。現在UAEでは、円滑な通関手続を実現しようとしている。つまり、日本やその他の国のように、通関業務に通関専門知識を有する通関士の携わる制度の確立である。

【表 4 - 2】生鮮植物の輸入検疫手続の流れ

時期	業務の流れ	主管官庁	対象者	必要書類・概要・所要時間
貨物到着前		環境水利省	輸入業者 ↓ 環境水利省	・事前に輸入業者としての申請は主管官庁に行う
貨物到着後		検疫局	輸出者 ↓ 輸入者またはその代理人 ↓ 検疫・衛生検査職員	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入申請書 ・『衛生証明書』 ・原産地証明書 ・パッキングリスト ・船荷証券（または航空運送状） ・インボイス ・放射線処理が施かされていない証明（必要な場合） ・その他の書類 <p>◆検査のステップ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①書類検査 <ul style="list-style-type: none"> ・書類は正しく揃えているのか ・ラベル表示は規定に従って行われているのか ②現場検査 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての輸入品について現場検査が行われる ・貨物と申請書記入相違の有無、ラベル検査、腐敗変質の有無など ③試験検査 <ul style="list-style-type: none"> ・疫病検査 ・放射能汚染の有無 ・農薬残留など 以上適用されている国際規定の安全容量を超える場合は輸入許可されない <p>◆必要期間 生鮮果物・野菜は腐敗しやすいものという視点から、特に問題がなければ検疫・衛生検査は一般的に当日通過される</p>

4. 加工食品の検査

1) 輸入条件

- ・ 輸入時点で食品は消費期限の半分が残されていないなければならない。また、肉類製品の場合は製造期日から起算して4ヵ月以内に輸入しなければならない。
- ・ 肉や製品は健康に害する保存剤や添加物その他の物質を含まないこと。
- ・ 輸出国の衛生証明書が必要である。
- ・ 豚関連製品以外のその他動物成分を使用している場合は、輸出国で事前に『ハラール証明書』の取得。ただし、ドバイの場合は実務上ではその動物成分の含量（具体的に示していないが）が少なければ、『ハラール証明書』なしで輸入されるケースもみられる。
- ・ 豚成分を使用している食品は、表示ラベルで明らかな表示を行わなければならない。輸入業者が事前にUAE各自治体政府部門から輸入ライセンスを取得してあること。
- ・ ラベル表示は正しく行われていること（「5. 輸入食品の表示ラベル審査」を参照されたい）。

2) 検疫・衛生検査・通関手続（P.62【表4-3】）

輸入する際には、輸入検疫・衛生検査が行われる。輸入者は、申請書とともに、検疫局に対して『衛生証明書』、『原産地証明書』、インボイス等の書類は提出する。

輸入検査は主に、①書類検査、②現物検査、③試験室検査の3つのステップで進められる。

①書類検査

必要とされる書類は正しく揃えているのかを検査する。また、ラベル表示検査も行う。たとえば食品に動物の脂肪、酵素等の動物成分が含まれた場合、当該ラベルにその原産地を明記しているのかどうかである。なお、製造期日と消費期限にも厳格にチェックされる。

②現場検査

すべての輸入製品について現場検査が行われる原則である。主に輸入製品と申請書記入相違の有無、レベルは正しく貼り付けられているのか、製品の腐敗変質の有無等について検査が行われる。

③試験室検査

すべての輸入製品に対して試験室検査が行われることはない。『標本抽出検査マニュアル』に基づき、食品の品種、原産国、商標によって抽出検査の頻度が決められる。ただしはじめに輸入される食品、乳製品、食用油は船積ごとに100%サンプル抽出、成分検査が行われる。

試験室検査が必要の場合、検査期間は約5日～10日間を要する。

試験室検査結果が出るまで、貨物の保管は原則として輸入港倉庫に行われる。またはド

バイ輸入者にかぎるが、担保がある場合は輸入者の倉庫で保管することはできる。試験室検査の費用は製品と成分のタイプによって異なる。

検疫・衛生検査が完了してから、通関手続に入る。ドバイの港湾は 24 時間検疫となっているが、通関輸入許可証の発行時間は AM 7 : 00 ~ PM 7 : 30 となっている。通関輸入許可証が発行されないと実際に貨物は引き取ることができない。

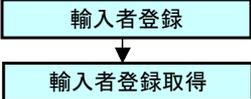
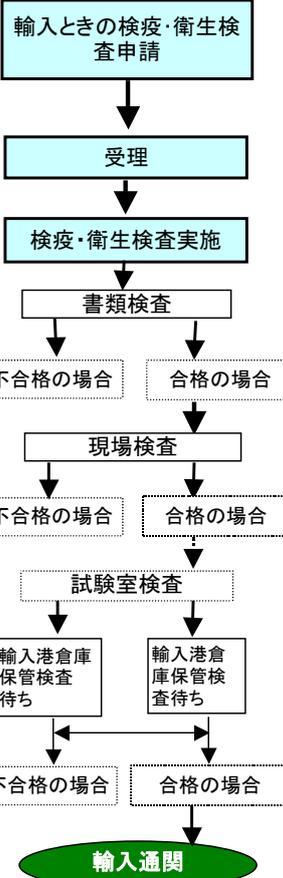
また、輸入通関業務は、輸入業者による自社通関と物流業者による代理通関が可能である。

通関手続として、通関業者は事前に税関に対して EDI 輸入申告を行う。申告が受付されるとオリジナルの通関書類を税関職員に提出し、審査を受ける形式となる。

通関書類審査に問題がなければ、輸入者が関税を納付し貨物を引き取る。

検疫・衛生検査・通関は、通常は船が到着してから約 72 時間以内で完了できるといわれている。ただし、実際の運用では、恣意的に行われることもある。現在 UAE では、円滑な通関手続を実現しようとしている。つまり、日本やその他の国のように、通関業務に通関専門知識を有する通関士の携わる制度の確立である。

【表 4 - 3】 食品輸入検疫・検査手続の流れ

時期	業務の流れ	主管官庁	対象者	必要書類・概要・所要時間
貨物到着前		各首長国市庁	輸入業者 ↓ ↑ 各首長国市庁	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に輸入業者としての申請は主管官庁に行う ・豚関連製品は、ライセンスの発行が厳しく制限されている ・アルコール飲料はライセンスの発行が厳しく制限されている
貨物到着後		検疫局	輸出者 ↓ 輸入者またはその代理人 ↓ 検疫・衛生検査職員	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入申請書 ・日本側が発行する『動物検疫証明書』（必要の場合） ・『衛生証明書』 ・商業送り状 ・『ハラール証明書』（必要の場合） ・原産地証明書 ・パッキングリスト ・放射線処理が施かされない証明（必要の場合） ・その他書類 <p>◆検査のステップ</p> <ol style="list-style-type: none"> ①書類検査 <ul style="list-style-type: none"> ・書類は正しく揃えているのか ・ラベル表示は規定に従って行われているのか ②現場検査 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての輸入品について現場検査が行われる ・貨物と申請書記入相違の有無、ラベル検査、腐敗変質の有無など ③試験検査 <ul style="list-style-type: none"> ・すべての輸入品目に対して検査を行うことはなく、輸入実績の品目は無作為抽出で検査が行われる ・理化指標、微生物指標、成分分析など <p>◆検疫・衛生検査に所要日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験室検査が行われない場合は当日検査が完了 ・試験室検査が行う場合は、5～10日かかる ・試験室検査完了まで原則として商品は輸入港倉庫に保管される。ただし条件付で輸入者倉庫に保管されることも可能 <p>◆不合格の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体によって破壊される ・輸入者の裁量で30日以内に原産国に再輸出される ・ラベル要件に一致していない製品はその他の国（非GCC）に再輸出されることも可能

3) 食品添加物

U A E 基準 (#356/1995) は食品着色料・添加物の使用を厳しく規制している。

【表 4 - 4】食品に使用可能な天然着色料

着色内容	国際番号	その他名称	
Red to Yellow Colors	Carmine	120	Cochineal, Carminic Acid
	Annato extracts	160B	Bixin, Norbixin
	Beta Carotene	160A	Carotene blend
	Lycobine	160D	-
	Beta-Apo-8-carotenal	160E	-
	Beta-Apo-8-carotenoid acid	160F	-
	Lutein	161B	-
	Carrot oil	None	-
	Beet root red	162	Beta nine
Red to Purple Shade	Anthocyanins	163(i)	-
	Grape skin extract	163(ii)	-
	Blackcurrant extract	163(iii)	Enocianina Beet powder None
	Paprika	None	-
	Paprika oleoresin	160C	-
Orange and Yellow Colors	Saffron	None	Natural yellow 6
	Turmeric powder	100(ii)	-
	Curcumin	100(i)	-
	Turmeric oleoresin	None	-
	Riboflavin	101(i)	-
	Riboflavin-5-Sodium Phosphate	101(ii)	-
Green Colors	Chlorophylls	140	-
	Chlorophyll copper complex	141(i)	-
	Sodium and potassium salts of chlorophyll copper complex	141(ii)	-
			-
Brown Colors	Plain caramel	150A	-
	Caustic sulphite caramel	150B	-
	Ammonia caramel	150C	-
	Ammonia sulphite caramel	150D	-
Black Color	Activated vegetable carbon	153	-
Inorganic Colors	Titanium dioxide	171	Food white 6
	Iron oxides	172	-

出所 : USDA, Foreign Agricultural Service GAIN Report Country Report, *United Arab Emirates Food and Agricultural Import Regulations and Standard*.

【表 4 - 5】食品に使用可能な人工着色料

着色料/内容		国際番号	その他名称
Red Colors	Azorubine	122	Carmosine, Food red 3
	Allura Red 17	129	Food red 40
Yellow Colors	Sunset yellow FCF	110	Food yellow 3, Food orange S, Yellow 6
	Tartrazine	102	Food yellow 4, Yellow 5 for food, drugs and cosmetics
Brown Color	Chocolate brown HT	155	Food brown 3
Green Color	Fast green FCF	143	Food green 3, Green 3 for food, drugs and cosmetics
Blue Colors	Indigo tine	132	Carmine indigo, Blue 2 for
	Brilliant blue FCF	133	Food blue 2, Blue 1 for food, drugs and cosmetics
Black Color	Brilliant black BN	151	Food black 1, Black PN

出所：USDA, Foreign Agricultural Service GAIN Report Country Report, *United Arab Emirates Food and Agricultural Import Regulations and Standard*.

【表 4 - 6】全ての食品に使用してはならない着色料

国際番号	着色料
104	Quinolin yellow
124	Ponceau 4R
	Sudan Reds 1-2-3-4

出所：USDA, Foreign Agricultural Service GAIN Report Country Report, *United Arab Emirates Food and Agricultural Import Regulations and Standard*.

5. 輸入食品の表示ラベル管理審査

UAEでは、近年、食の安全について関心が高まり、消費者の視線も厳しさを増している。輸入食品に対して非常に厳しい管理体制を敷いている。表示ラベルは、食品の輸入検査の時点で審査される。表示ラベルがなければ輸入できない。また、内容証明と製造年月日の不明な食品は摘発され廃棄される等、妥協を許さない体制が整備されている。円滑に輸入を図るには、ラベル表示を正しく行うことが肝心である。

ラベルの表示方法は、UAEの『1983年第23号法』によって定められている。有効消費期限についてはUAEの『1992年第72号法』によって規定されている。

その内容を以下で紹介する。

1) ラベルの表示内容

- ①製造年月日及び消費期限
- ②食品名称
- ③商品名
- ④原材料・成分（量の多い順）
- ⑤添加物の名称または国際コード（含まれる場合）
- ⑥食品の正味の重量（あるいは容積）
- ⑦製造者／輸入者の名称及び所在地
- ⑧商標
- ⑨原産国
- ⑩保存方法（該当する場合）
- ⑪調理方法（該当する場合）

とくに、食品に動物の脂肪、酵素、胶（膠）等の動物産品が含まれた場合、その産品の原産地を明記しなければならない。また豚成分が含まれている場合は、表示ラベルにその成分を明確に表示しなければならない。

2) ラベルの表示方法基準

- ①ラベルはアラブ語または英語で明確に表示
- ②食品ごとに製造期日及び消費期限を明示
- ③消費期間は6ヵ月以下の食品は、製造及び消費期限の年、月、日を明記
- ④日付表示形式は、たとえば3/03、3月03日の両方とも可能

3) ラベル作成基準

- ① 製造期日と消費期限について印刷、凸印、謄写印刷で表示。貼り付けは認められない。修正してはならない。
- ② ラベルは容易に改ざんされないもの、または色褪せないものでなければならない。
- ③ ラベル資料は改ざん、修正してはならない。
- ④ ラベルは偽装してはならない。偽装表示があった場合は、即刻その食品は輸入禁止になる。

食品表示ラベルの見本



ただし、以下の商品について賞味有効期限の表示が求められない。

【表 4-7】消費期限の表示を要求されない産品

果物	マメ科植物	紅茶
野菜	乾燥野菜	米
塩	スパイス	
グラニュー糖	他の香辛料	

II. 輸入通関

輸入検疫が終了してから、輸入通関を行う。UAEは世界貿易機構（WTO）加盟国である。WTO規則に沿って貿易が行われる。

ここではUAEの輸入通関体制と手続を紹介する。

【表4-8】UAEの主要税関

税関	信書番号	連絡先
連邦関税庁	P.O.Box 35000, Abu Dhabi, UAE	Tel: +971-2-6449555 Fax: +971-2-644004
連邦関税庁ドバイ事務所	P.O.Box 111333, Dubai, UAE	Tel: +971-4-2956336 Fax: +971-4-2956446 http://www.customs.ae/
アブダビ税関	P.O.Box 255, Abu Dhabi, UAE	Tel: +971-2-6730700 Fax: +971-2-6731150 http://www.auhcustom.gov.ae/
ドバイ税関	P.O.Box 63, Dubai, UAE	Tel: +971-4-3455555 Fax: +971-4-3450698 http://www.Dxbcustoms.gov.ae/

関税は、基本的にGCC関税基本法及び国際条約等によって策定されている。

1) 関税の仕組み

輸入品には、関税が課される。関税の計算は、課税価格に関税率を掛けて算出されるものである。

UAEの場合は、課税価格はCIF（Construction Industry Federation）価格（商品価格＋運賃＋保険料）となる。

つまり、関税=CIF×関税率

①課税価格

UAEは従価税を使用している。課税価格は、売主から買主に発行された商品仕入書（インボイス）に記載される。

②関税率

貨物がどの関税率に分類するかは、日本も含め世界的に共通なものであり、税関コード分類であるHarmonized System（HS分類）に基づいている。

関税率は、2003年1月にはGCC関税同盟の結成によりGCC域内は無税である。それ

以外の地域（日本を含む）からの輸入品に対する税率は一般税率が適用され、ただしシステムとして非常にシンプルで、各品目に対し一律 5%の関税率が適用されている。また、多くの農産品や食肉、魚介類、野菜、果物等は免税となっている（【表 4-9】）。

一方、2006年6月からすべての酒類の関税は50%、タバコ、タバコ製品の関税は100%、となっている。付加輸入税の権限を保留する。

【表 4-9】UAEの免税商品

カテゴリー I	カテゴリー II (以下の主体によって輸入される物品)	カテゴリー III
生きた動物及びミツバチ	連邦政府及び各首長国政府	GCC 諸国の製品
食肉（生鮮、冷凍、冷蔵を含む）	外国公館（連邦外務省の承認が必要）	再輸出を前提とした輸入品
魚介類（生き、生鮮、冷凍冷蔵を含む）	軍及び警察	販売目的ではない無料の商品サンプル
乳製品（牛乳、卵、チーズ、天然蜂蜜等を含む）	政府に認可された病院・援助団体・国営スポーツ施設等の非営利団体	販売目的ではない広報素材、カタログ
デザート、果実、野菜、食用種、播種	首長により免税を許可された企業・団体	個人の私物
コーヒー、お茶、香辛料、米、小麦、大麦、トウモロコシ、小麦粉	連邦財務工業省が発行した工業ライセンスを持つ製造業者（対象は原材料、半製品及び機械設備）	医療品
食用動物性または植物性油脂		家畜用薬品
砂糖、塩、乳児用粉ミルク		
動物飼料		
当局に認可された肥料及び殺虫剤		
木材及び合板		

出所：ドバイ税関ホームページ、アブダビホームページ、ジェトロホームページ、
Common Customs Law of the GCC States

2) その他の税と費用

関税以外に、営業税、消費税、所得税等他の税が徴収されない。